



各 位

2022年5月13日

会 社 名 K I Y O ラ ー ニ ン グ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 綾 部 貴 淑  
(コード番号：7353 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト 部 長 秦 野 元 秀  
(TEL：03-6434-5590)

### 従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年5月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,600株
(3) 処分価額	1株につき 648円
(4) 処分総額	1,036,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社従業員 1名 1,600株

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、従業員が当社取締役と共通の経営的視座を持ち、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員1名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、金銭報酬債権の現物出資と引換えに本自己株式処分として当社の普通株式1,600株を付与することを決議いたしました。

対象従業員は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当該金銭報酬債権は、対象従業員が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、対象従業員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという観点から、譲渡制限期間を3年間としております。

##### 3. 割当契約の概要

###### ① 譲渡制限期間

2022年5月30日～2025年5月29日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象従業員は、当該対象従業員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象従業員が、本譲渡制限期間の開始日以降、2025年5月29日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、対象従業員が、本譲渡制限期間の開始日以降、2025年5月29日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象従業員が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年5月から対象従業員が当社の取締役、執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

対象従業員は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2022年5月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において対象従業員が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当

社取締役会決議日の直前営業日（2022年5月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である648円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上